

横須賀市報

号外第5号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示	
◇令和7年度横須賀市一般会計予算ほか9件について…	1
◇特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額について中一部改正…	14
◇一般廃棄物処理の実施計画について…	15
◇宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定について…	16
◇長井海の手公園駐車場の利用料金の額の承認について…	17
◇ボートパーク係留施設及び駐車場の利用料金の額の承認について…	〃
公 告	
◇ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風ほか11件の予防接種について…	18
◇肺炎球菌感染症の予防接種の実施について…	〃
◇風しんの第5期予防接種の実施について…	19
◇带状疱疹の予防接種の実施について…	〃
訓 令 甲	
◇事務分掌規則施行上の留意事項について中一部改正…	〃
◇国勢調査実施本部設置規程…	〃

◇公共施設マネジメント戦略会議設置規程等中一部改正…	20
◇横須賀市職員人事評価規程中一部改正…	〃
◇専決規程中一部改正…	〃
◇福祉事務所専決規程中一部改正…	21
◇公文書管理規程中一部改正…	〃
◇職員服務規程中一部改正…	〃
◇契約事務取扱規程中一部改正…	〃
◇自動車管理規程中一部改正…	22
訓 令 乙	
◇民生局福祉子ども部福祉総務課ほか8課に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について中一部改正…	〃

告 示

横須賀市告示第40号

令和7年度横須賀市一般会計予算、同特別会計国民健康保険費予算、同特別会計公園墓地事業費予算、同特別会計介護保険費予算、同特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、同特別会計公債管理費予算、同特別会計後期高齢者医療費予算、同水道事業会計予算、同下水道事業会計予算及び同病院事業会計予算は、3月24日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地克明

令和7年度横須賀市一般会計予算

令和7年度横須賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,590,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款		項				金 額	
						千円	
1	市	税				62,342,054	
		1	市	民	税	26,537,248	
		2	固	定	産	26,152,236	
		3	軽	自	車	677,697	
		4	市	た	こ	2,768,365	
		5	特	土	有	1	
		6	入	地	保	4,499	
		7	事	業	所	1,586,648	
		8	都	市	計	4,615,360	

2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 2 自 動 車 重 量 譲 与 税 3 森 林 環 境 譲 与 税 4 特 別 と ん 譲 与 税	681,751 147,000 472,000 48,751 14,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	27,000 27,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	501,000 501,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	815,000 815,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	919,000 919,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,062,000 9,062,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000 23,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	213,000 213,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	2,315,981 2,315,981
11 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	315,644 315,644
12 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	19,547,000 19,547,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	41,874 41,874
14 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	256,599 256,599
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料 2 手 数 料	3,909,017 3,168,982 740,035
16 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金 3 委 託 金	33,036,123 24,792,329 8,131,207 112,587
17 県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金 3 委 託 金	11,828,904 7,438,163 3,315,551 1,075,190
18 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入 2 財 産 売 払 収 入	335,320 229,546 105,774
19 寄 附 金	1 寄 附 金	1,414,897 1,414,897
20 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金 2 特 別 会 計 繰 入 金	8,094,942 7,961,081 133,861
21 繰 越 金	1 繰 越 金	300,000 300,000
22 諸 収 入	1 延 滞 金 、 加 算 金 、 過 料 2 市 預 金 利 子 3 貸 付 金 元 利 収 入 4 受 託 事 業 収 入 5 雑 収 入	7,651,494 90,010 892 1,864,495 912,412 4,783,685

23 市	債	1 市	債	15,958,400
				15,958,400
歳 入 合 計				179,590,000
歳 出				
款		項		金 額
				千円
1 議 会 費		1 議 会 費		778,110
				778,110
2 総 務 費				23,203,759
		1 総 務 管 理 費		19,810,192
		2 徴 税 費		1,691,238
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		858,618
		4 選 挙 計 画 費		411,319
		5 統 計 費		298,395
		6 監 査 員 示 費		112,238
		7 住 居 表 示 費		21,759
3 民 生 費				75,735,312
		1 社 会 福 祉 費		35,450,109
		2 児 童 福 祉 費		29,054,165
		3 生 活 保 護 費		11,230,068
		4 災 害 救 助 費		970
4 衛 生 費		1 保 健 衛 生 費		8,452,965
				8,452,965
5 環 境 費		1 環 境 費		8,593,202
				8,593,202
6 労 働 費		1 労 働 費		337,838
				337,838
7 農 林 水 産 業 費				942,831
		1 農 業 費		143,809
		2 水 産 業 費		799,022
8 商 工 費		1 商 工 費		4,187,359
				4,187,359
9 土 木 費				17,027,273
		1 土 道 橋 管 理 費		1,755,738
		2 路 橋 管 理 費		3,893,679
		3 河 港 川 湾 費		203,965
		4 都 市 計 画 費		1,563,330
		5 住 宅 費		8,125,253
		6 住 宅 費		1,485,308
10 消 防 費		1 消 防 費		9,131,211
				9,131,211
11 教 育 費				13,458,956
		1 教 育 総 務 費		3,685,674
		2 小 学 校 費		4,578,785
		3 中 学 校 費		2,751,645
		4 全 日 制 高 等 学 校 費		1,179,620
		5 定 時 制 高 等 学 校 費		19,731
		6 特 別 支 援 学 校 費		205,319
		7 社 会 教 育 費		1,038,182
12 災 害 復 旧 費				150,460
		1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費		13,000
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		137,460
13 公 債 費		1 公 債 費		17,367,962
				17,367,962
14 諸 支 出 金		1 放 射 能 測 定 調 査 費		22,762
				22,762
15 予 備 費		1 予 備 費		200,000
				200,000
歳 出 合 計				179,590,000

第 2 表 継続費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
			千円		千円
2 総 務 費	1 総務管理費	美術館大規模改修事業	713,991	令 和 7 年 度	285,597
				令 和 8 年 度	428,394
3 民 生 費	2 児童福祉費	(仮称) 北こども園設計	71,885	令 和 7 年 度	30,041
				令 和 8 年 度	41,844
9 土 木 費	4 港 湾 費	新港警備員事務所新築事業	15,433	令 和 7 年 度	6,124
				令 和 8 年 度	9,309
10 消 防 費	1 消 防 費	消防総合訓練センター改修事業	317,680	令 和 7 年 度	123,662
				令 和 8 年 度	194,018

第 3 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	一 般 管 理 費 (庁 舎 営 繕 事 業)	1,567,124
		経 営 企 画 費 (浦 賀 駅 前 周 辺 地 区 活 性 化 事 業)	17,050
	徴 税 費	賦 課 徴 収 費 (固 定 資 産 税 賦 課 事 務 費)	7,505
民 生 費	社 会 福 祉 費	障 害 者 福 祉 費 (障 害 福 祉 施 設 等 整 備 補 助 事 業)	599,643
環 境 費	環 境 費	ご め 処 理 費 (ご め 収 集 車 購 入 事 業)	56,862
農 林 水 産 業 費	水 産 業 費	漁 港 管 理 費 (秋 谷 船 舶 保 管 施 設 改 修 事 業)	3,800
商 工 費	商 工 費	商 工 総 務 費 (ス タ ー ト ア ッ プ 推 進 事 業)	3,000
土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 橋 り ょ う 維 持 費 (道 路 橋 り ょ う 維 持 修 繕 事 業)	355,000
	都 市 計 画 費	公 園 管 理 費 (公 園 維 持 補 修 事 業)	30,000
消 防 費	消 防 費	防 災 対 策 費 (防 災 行 政 無 線 設 備 更 新 事 業)	1,261,787
		防 災 対 策 費 (防 災 備 蓄 基 地 整 備 事 業)	304,278
教 育 費	小 学 校 費	学 校 管 理 費 (学 校 営 繕 工 事 費)	138,268
	中 学 校 費	学 校 管 理 費 (学 校 営 繕 工 事 費)	60,000

第 4 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市民税税務業務委託	令和 8 年度 ～ 令和 12 年度	千円 345,320 千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
リサイクルプラザ供給クレーン巻上装置修繕料	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	150,810
太陽光パネル等借上料 (令和 7 年度設置分)	令和 8 年度 ～ 令和 27 年度	73,566

公共施設LED化事業	令和8年度 ～ 令和10年度	13,637千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
堀の内跨線人道橋改修工事負担金	令和8年度	237,000
環境影響評価	令和8年度	58,531
近郊緑地特別保全事業（令和7年度協定分）	令和8年度 ～ 令和9年度	23,691
八幡ハイムC・D・E棟昇降機設備改修事業費	令和7年度 ～ 令和8年度	138,490
防災行政無線更新整備	令和8年度 ～ 令和9年度	630,894
市立学校1人1台端末借上料	令和7年度 ～ 令和13年度	1,664,415

第5表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎改修事業費	1,803,900	普通貸借又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
町内会館整備事業費	83,400	同 上	同 上	同 上
芸術劇場整備事業費	1,856,200	同 上	同 上	同 上
文化会館等整備事業費	14,000	同 上	同 上	同 上
行政センター整備事業費	149,300	同 上	同 上	同 上
コミュニティセンター 整備事業費	41,300	同 上	同 上	同 上
美術館整備事業費	288,100	同 上	同 上	同 上
体育会館整備事業費	88,500	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備事業費	17,600	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業費	297,500	同 上	同 上	同 上
総合福祉会館整備事業費	199,600	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業費	539,000	同 上	同 上	同 上
青少年施設整備事業費	30,600	同 上	同 上	同 上
火葬場整備事業費	91,100	同 上	同 上	同 上
健康増進センター整備事業費	58,100	同 上	同 上	同 上
墓地整備事業費	9,100	同 上	同 上	同 上
廃棄物処理施設整備事業費	443,900	同 上	同 上	同 上
脱炭素推進事業費	1,000,000	同 上	同 上	同 上
環境保全対策施設整備事業費	7,900	同 上	同 上	同 上
勤労福祉会館整備事業費	11,400	同 上	同 上	同 上
漁港施設整備事業費	172,900	同 上	同 上	同 上

市 街 地 再 開 発 事 業 費	170,400	同 上	同 上	同 上
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	241,600	同 上	同 上	同 上
道 路 整 備 事 業 費	1,676,600	同 上	同 上	同 上
自 転 車 等 駐 車 場 整 備 事 業 費	4,900	同 上	同 上	同 上
河 川 整 備 事 業 費	76,000	同 上	同 上	同 上
港 湾 施 設 整 備 事 業 費	537,800	同 上	同 上	同 上
街 路 事 業 費	92,200	同 上	同 上	同 上
公 園 整 備 事 業 費	1,337,500	同 上	同 上	同 上
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	570,100	同 上	同 上	同 上
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	3,159,000	同 上	同 上	同 上
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 費	792,100	同 上	同 上	同 上
文 化 財 施 設 等 整 備 事 業 費	10,500	同 上	同 上	同 上
博 物 館 整 備 事 業 費	4,400	同 上	同 上	同 上
漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	10,000	同 上	同 上	同 上
道 路 橋 り ょ う 災 害 復 旧 事 業 費	53,900	同 上	同 上	同 上
河 川 災 害 復 旧 事 業 費	3,000	同 上	同 上	同 上
港 湾 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	10,000	同 上	同 上	同 上
公 園 災 害 復 旧 事 業 費	5,000	同 上	同 上	同 上
計	15,958,400			

令和 7 年度横須賀市特別会計国民健康保険費予算

令和 7 年度横須賀市の特別会計国民健康保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,160,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,420,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国 民 健 康 保 険 事 業 収 入	1 国 民 健 康 保 険 料 収 入	7,491,619 7,491,619
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1 手 数 料	9 9
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	150,229 150,229
4 県 支 出 金	1 県 補 助 金	29,046,909 29,046,909
5 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,167,000 3,167,000
6 繰 越 金	1 繰 越 金	233,150 233,150
7 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 過 料 2 市 預 金 利 子 3 雑 入	70,621 23,310 1 47,310
8 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	463 463
歳 入	合 計	40,160,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		40,059,678
	1 国 民 健 康 保 険 総 務 費	848,131
	2 保 険 給 付 費	28,657,858
	3 保 健 事 業 費	291,671
	4 諸 支 出 金	42,840
	5 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	10,218,715
	6 基 金 積 立 金	463
2 予 備 費		100,322
	1 予 備 費	100,322
歳 出	合 計	40,160,000

令和 7 年度横須賀市特別会計公園墓地事業費予算

令和 7 年度横須賀市の特別会計公園墓地事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 371,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使 用 料 及 び 手 数 料		276,680
	1 使 用 料	85,695
	2 手 数 料	190,985
2 財 産 収 入		3,764
	1 財 産 運 用 収 入	3,764
3 繰 入 金		32,435
	1 公 園 墓 地 基 金 繰 入 金	32,435
4 繰 越 金		57,000
	1 繰 越 金	57,000
5 諸 収 入		1,121
	1 延 滞 金 及 び 過 料	1
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1,119
歳 入	合 計	371,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公 園 墓 地 事 業 費		370,000
	1 公 園 墓 地 事 業 費	369,964
	2 公 債 費	36
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	371,000

令和 7 年度横須賀市特別会計介護保険費予算

令和 7 年度横須賀市の特別会計介護保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43,654,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 介 護 保 険 事 業 収 入	1 介 護 保 険 料 収 入	8,734,736 8,734,736
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1 手 数 料	1 1
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	9,435,530 7,406,655 2,028,875
4 支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金	11,375,453 11,375,453
5 県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金	6,128,021 5,979,572 148,449
6 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	5,797 5,797
7 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 介 護 保 険 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金	7,224,512 6,107,000 1,117,512
8 繰 越 金	1 繰 越 金	735,356 735,356
9 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 過 料 2 市 預 金 利 子 3 雑 入	14,594 509 10 14,075
歳 入	合 計	43,654,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 介 護 保 険 事 業 費	1 総 務 管 理 費 2 保 険 給 付 費	42,384,831 1,170,582 41,214,249
2 地 域 支 援 事 業 費	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費 2 包 括 支 援 等 事 業 費	1,098,455 932,750 165,705
3 保 健 福 祉 事 業 費	1 保 健 福 祉 事 業 費	30,556 30,556
4 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金	5,797 5,797
5 予 備 費	1 予 備 費	500 500
6 諸 支 出 金	1 繰 出 金	133,861 133,861
歳 出	合 計	43,654,000

令和 7 年度横須賀市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和 7 年度横須賀市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 69,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	千円 16,979 16,979
2 繰 越 金	1 繰 越 金	300 300
3 諸 収 入	1 市 預 金 金 利 子 入 入 2 貸 付 金 元 利 収 入 入 3 雑 入 入	51,721 1 51,686 34
歳 入 合 計		69,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 52,519 52,519
2 予 備 費	1 予 備 費	16,481 16,481
歳 出 合 計		69,000

令和 7 年度横須賀市特別会計公債管理費予算
令和 7 年度横須賀市の特別会計公債管理費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,281,000 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	千円 17,360,832 17,360,832
2 市 債	1 市 債	920,168 920,168
歳 入 合 計		18,281,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費	1 公 債 費	千円 18,281,000 18,281,000
歳 出 合 計		18,281,000

令和 7 年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費予算
令和 7 年度横須賀市の特別会計後期高齢者医療費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,526,000 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 収 入	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 収 入	千円 7,126,678 7,126,678

2 使 用 料 及 び 手 数 料	1 手 数 料	1 1
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,386,000 1,386,000
4 繰 越 金	1 繰 越 金	100 100
5 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 過 料 2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 3 市 預 金 利 子	13,221 751 12,469 1
歳 入	合 計	8,526,000

歳 出

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	1 総 務 管 理 費	千円 264,558 264,558
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	8,261,342 8,261,342
3 予 備 費	1 予 備 費	100 100
歳 出	合 計	8,526,000

令和 7 年度横須賀市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度横須賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (1) 給 水 栓 数 | 194,800栓 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 55,341,000立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 151,600立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 配 水 施 設 整 備 事 業 事 業 費 | 5,640,000千円 |
| 小 雀 系 基 幹 施 設 整 備 事 業 事 業 費 | 183,657千円 |

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	10,853,017千円
第 1 項 営 業 収 益	9,854,229千円
第 2 項 営 業 外 収 益	995,788千円
第 3 項 特 別 利 益	3,000千円
支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	10,213,924千円
第 1 項 営 業 費 用	10,017,799千円
第 2 項 営 業 外 費 用	93,373千円
第 3 項 特 別 損 失	87,752千円
第 4 項 予 備 費	15,000千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 5,194,597 千円は、当年度分損益勘定留保資金 2,911,886 千円、建設改良積立金 1,943,784 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 338,927 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	2,120,479千円
第 1 項 企 業 債 償	1,900,000千円
第 2 項 負 担 金	220,479千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	7,315,076千円
第 1 項 建 設 改 良 費	6,337,518千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	977,416千円
第 3 項 国 庫 補 助 金 返 還 金	142千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道施設修繕（令和 7 年度）	令和 8 年度	15,400
水道管整備工事（令和 7 年度）	令和 8 年度	2,577,313
水道電気設備整備（令和 7 年度）	令和 8 年度	103,015
水道施設整備（令和 7 年度）	令和 8 年度 } 令和 9 年度	723,000

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業費に充当	1,900,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、その他の場合には借入れの日から 据置期間を含め、40年以内に償還する。 ただし財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、もしくは繰上償還 又は本議決の範囲内で未償還額を借換 えすることができる。事業の進捗等 により起債額の全部又は一部を翌年度に 繰越しあるいは限度額の範囲内におい て一時借入金又は短期債を起こすこと ができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税）
- (2) 営業費用と特別損失（半原水源系統整理費）
- (3) 建設改良費と企業債償還金（企業債償還金）
- (4) 建設改良費と国庫補助金返還金（国庫補助金返還金）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,489,331千円
- (2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,431 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、150,000 千円と定める。

令和 7 年度横須賀市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度横須賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理面積 5,890ヘクタール
- (2) 年間総処理水量 67,290,000立方メートル
- (3) 一日平均処理水量 184,400立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
管渠、ポンプ場及び終末処理場建設事業 事業費 5,970,257千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	15,652,094千円
第 1 項 営 業 収 益	10,023,268千円
第 2 項 営 業 外 収 益	5,625,824千円
第 3 項 特 別 利 益	3,002千円
支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	15,438,285千円
第 1 項 営 業 費 用	14,870,591千円
第 2 項 営 業 外 費 用	539,694千円

第 3 項 特 別 損 失	13,000千円
第 4 項 予 備 費	15,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,017,475 千円は、過年度分損益勘定留保資金 439,291 千円、当年度分損益勘定留保資金 3,392,947 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 185,237 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	9,015,240千円
第 1 項 企 業 債	6,014,700千円
第 2 項 負担金及び分担金	479,940千円
第 3 項 補 助 金	2,520,600千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	13,032,715千円
第 1 項 建 設 改 良 費	6,224,599千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	6,808,116千円

(継 続 費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	舟倉ポンプ場 沈砂池機械設備更新	650,000	令 和 7 年 度	320,000
				令 和 8 年 度	330,000
		舟倉ポンプ場 電気設備改築	300,000	令 和 7 年 度	0
				令 和 8 年 度	300,00
		武ポンプ場 雨水ポンプ設備更新	430,000	令 和 7 年 度	230,000
				令 和 8 年 度	200,000
		下町浄化センター 3 系電気設備更新	979,000	令 和 7 年 度	200,000
				令 和 8 年 度	779,000
		下町浄化センター 機械濃縮棟ほか電気設備更新	770,000	令 和 7 年 度	154,000
				令 和 8 年 度	616,000

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場施設修繕（令和 7 年度）	令和 8 年度	54,670
処理場施設修繕（令和 7 年度）	令和 8 年度	114,620

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 費 に 充 当	3,397,700	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率）	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起こすことができる。
借 換 企 業 債	1,247,000			
資 本 費 平 準 化 債	1,370,000			

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税、雑支出）
- (2) 営業費用と特別損失（固定資産譲渡損）
- (3) 建設改良費と企業債償還金（企業債償還金）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費1,179,559千円
- (2) 交 際 費50千円

(他会計からの補助金)

第11条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,845 千円である。

令和 7 年度横須賀市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度横須賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

- (1) 病 床 数339床
- 一 般 病 床339床
- (2) 年 間 患 者 数
- 入 院77,745人
- 外 来116,216人
- (3) 一日平均患者数
- 入 院213人
- 外 来398人
- (4) 主要な建設改良事業
- 建 物 改 修497,600千円
- 有形固定資産購入155,045千円

2 総合医療センター事業

- (1) 病 床 数450床
- 一 般 病 床444床
- 感 染 症 病 床6床
- (2) 年 間 患 者 数
- 入 院109,135人
- 外 来150,380人
- (3) 一日平均患者数
- 入 院299人
- 外 来515人
- (4) 主要な建設改良事業
- 建 物 改 修22,000千円
- 有形固定資産購入430,966千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 市民病院事業収益	503,000千円
第1項 医 業 収 益	272,743千円
第2項 医 業 外 収 益	229,257千円
第3項 特 別 利 益	1,000千円
第2款 総合医療センター事業収益	961,000千円
第1項 医 業 収 益	389,085千円
第2項 医 業 外 収 益	570,915千円
第3項 特 別 利 益	1,000千円
合 計	1,464,000千円
支 出	
第1款 市民病院事業費用	680,000千円
第1項 医 業 費 用	648,921千円
第2項 医 業 外 費 用	29,079千円
第3項 特 別 損 失	1,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
第2款 総合医療センター事業費用	2,135,000千円
第1項 医 業 費 用	1,959,000千円
第2項 医 業 外 費 用	174,000千円
第3項 特 別 損 失	1,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
合 計	2,815,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 332,453 千円は、過年度分損益勘定留保資金247,020千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 85,433 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 市民病院資本的収入	706,747千円
第 1 項 企 業 債	486,100千円
第 2 項 出 資 金	119,000千円
第 3 項 補 助 金	101,647千円
第 2 款 総合医療センター資本的収入	572,800千円
第 1 項 企 業 債	419,800千円
第 2 項 出 資 金	153,000千円
合 計	1,279,547千円
支 出	
第 1 款 市民病院資本的支出	862,000千円
第 1 項 建 設 改 良 費	652,645千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	209,355千円
第 2 款 総合医療センター資本的支出	750,000千円
第 1 項 建 設 改 良 費	452,966千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	297,034千円
合 計	1,612,000千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 民 病 院 建 物 改 修 費 に 充 当	395,900	普 通 貸 借 又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、その他の場合には借入れの日から 据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、もしくは繰上償還 又は本議決の範囲内で未償還額を借換 えすることができる。事業の進捗等 により起債額の全部又は一部を翌年度に 繰越しあるいは限度額の範囲内におい て一時借入金又は短期債を起こすこと ができる。
市 民 病 院 有 形 固 定 資 産 購 入 費 に 充 当	90,200			
総 合 医 療 セ ン タ ー 有 形 固 定 資 産 購 入 費 に 充 当	419,800			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1 市 民 病 院 事 業	500,000千円
2 総合医療センター事業	800,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 市 民 病 院 事 業
- (1) 予定支出の各項間の経費
- 2 総合医療センター事業
- (1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 市 民 病 院 事 業	
(1) 職 員 給 与 費	35,300千円
(2) 交 際 費	50千円
2 総合医療センター事業	
(1) 職 員 給 与 費	35,300千円
(2) 交 際 費	50千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

1 市 民 病 院 事 業	7,000千円
2 総合医療センター事業	7,000千円

横須賀市告示第41号

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第16条の規定により市が定める額は、令和 7 年 4 月 1 日から次のとおりとします。

なお、平成27年横須賀市告示第72号（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額につい

て）及び令和 5 年横須賀市告示第 1 号（特定教育・保育及び特別利用教育に要する費用の額について）は、廃止します。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 3 項第 1 号及び第28条第 2 項第 2 号の規定により算定するものとし、適用する単価は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等別表第

2 保育所（保育認定）、認定こども園（教育標準時間認定）及び認定こども園（保育認定）の表別表第 1 において横須賀市が定められた地域の欄に応じた地域区分の項定員区分の欄に掲げる区分に応じた基本分単価の欄の額に、副食費徴収免除加算の額を加えた額とする。

横須賀市告示第42号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年横須賀市条例第21号）第 6 条の規定による一般廃棄物処理の実施計画を次のとおり定めます。

令和 7 年 4 月 1 日
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 実施期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
- 2 処理区域
市内全域
- 3 ごみ処理実施計画
- (1) 排出量
計画総排出量 109,958 トン

種 類		排出量	処理区分
燃せるごみ		75,604	ア 焼却 イ 資源化
不燃ごみ		1,350	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
資源ごみ		14,226	資源化
缶・びん・ペットボトル		5,465	
プラスチック資源		6,552	
乾電池		94	
充電式電池		1	
小型家電		32	
段ボール、紙パック、その他の紙		12	
枝・草		2,065	
集団資源回収品目		5	
粗大ごみ・破砕できないごみ		3,677	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破砕不適物処理 エ 埋立て
集団資源回収		15,101	資源化
合 計		109,958	

他市受入れ	燃せるごみ	8,443	ア 焼却 イ 資源化
	不燃ごみ	157	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
	粗大ごみ	314	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破砕不適物処理 エ 埋立て
小動物の死体	収集	2,102体	火葬
	直接搬入	2,176体	

注 排出量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

- (2) ごみの発生・排出抑制のための方策
- ア 発生抑制（リデュース）
- ・ごみ発生抑制の推進啓発
- ・生ごみ減量化処理機器の購入費補助
- イ 再使用（リユース）
- ・おもちゃ、家具等のリユースの推進
- ウ 再生利用（リサイクル）
- ・集団資源回収実施団体等への奨励金交付
- ・サンデーリサイクルの実施
- ・水銀使用廃製品の回収
- ・小型充電式電池の回収
- エ その他周知・啓発
- ・児童や生徒に対するごみ教室の開催
- ・パンフレット、広報紙、ホームページ等による情報提供及び周知啓発
- ・ごみトーク、ごみ問題学習会の開催
- ・リサイクル学習事業の実施支援
- ・リサイクル体験教室の開催

(3) 収集運搬等計画 単位：トン

区 分	排出量	収集方法等	収集等の主体
定日収集	69,165	ごみ集積所における週 2 回収集	市 直 営 及 び 委 託 業 者
燃せるごみ	55,867		
不燃ごみ	1,291		
缶・びん・ペットボトル	5,458		
プラスチック資源	6,549	ごみ集積所における週 1 回収集	
許可収集	18,456	排出者との契約による収集	許可業者
乾電池等収集	127	拠点収集	市 直 営
粗大ごみ・破砕できないごみ収集	779	申込による戸別収集	委 託 業 者
散乱ごみ等収集	1	巡回による回収	
臨時収集	620	申込による収集	市 直 営
直接搬入	5,709	排出者による搬入	排 出 者
合 計	94,857		
小動物の死体	4,278体	申込による収集及び搬入	委 託 業 者 及 び 搬 入 者

(4) 中間処理計画・最終処分計画 単位：トン

横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬出量	
燃せるごみ（処理残さを含む。）	88,425	焼却灰溶融等	9,223
イ 粗大・不燃		単位：トン	
横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬出量	
粗大ごみ・破砕できないごみ	3,991	焼却	3,861
		資源化	809
不燃ごみ	1,511	破砕不適物等処理	87
		埋立て	745
合 計	5,502	合 計	5,502

ウ 積替保管		単位：トン	
積替保管施設搬入量		積替保管施設搬出量	
枝・草	2,065	資源化	2,065
合 計	2,065	合 計	2,065

エ 資源化		単位：トン	
リサイクルプラザ搬入量		リサイクルプラザ搬出量	
缶・びん・ペットボトル	5,465	スチール缶	481
		アルミ缶	736
		無色のびん	768
		茶色のびん	568
		その他の色のびん	362
		ペットボトル	1,550
プラスチック資源	6,552	プラスチック資源	6,549
段ボール、紙パック、その他の紙	12	段ボール、紙パック、その他の紙	12
		ガラス残さ（資源化）	857
		異物（可燃）	206
		異物（不燃）	4
		水分	－64
合 計	12,029	合 計	12,029

オ 小動物火葬

火葬量 4,278体

カ その他

乾電池 94トン

充電式電池 1トン

小型家電 32トン

注 排出量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

(5) 資源化量		単位：トン	
種 類	資源化量	資源化の方法	
缶・びん・ペットボトル	5,322	選別、圧縮又は圧縮こん包	
プラスチック資源	6,549	選別、圧縮こん包又は事業者による資源化	
段ボール、紙パック、その他の紙	12	選別、圧縮又は圧縮こん包	
金属粗大	72	選別又は破碎・選別	
鉄類、アルミ	720		
マットレス	14		
家具	1		
焼却灰	6,742	事業者による資源化	
乾電池	94		
充電式電池	2		
小型家電	33		
蛍光灯類	28		
段ボール、紙パック、その他の紙（集団資源回収による。）	4,038		
新聞、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属（集団資源回収による。）	10,729		
枝・草	2,065		
合 計	36,421		

注 資源化量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

(6) 処理施設の概要

名称	横須賀ごみ処理施設焼却施設	横須賀ごみ処理施設不燃ごみ等選別施設	リサイクルプラザ	積替保管施設
所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号	横須賀市長坂5丁目1番1号	横須賀市浦郷町5丁目2931番地	横須賀市長坂5丁目3656番地
処理方式等	焼却（全連続燃焼破碎・選別式ストーカ炉）	破碎・選別	選別・圧縮・圧縮こん包・保管	積替保管
処理能力等	360トン／日（24時間） （120トン×3基）	30トン／日 （5時間）	220トン／日 （5時間）	972.81平方メートル （延床面積）

4 生活排水処理実施計画

(1) し尿世帯数、浄化槽清掃回数及び収集量（委託）
単位：キロリットル

区 分		世帯数・回数	収 集 量
し尿	一般家庭	250世帯	370
	仮設便所等	3,800回	1,200
	計		1,570
浄化槽	単独処理・小型合併処理浄化槽	個人住宅 3,550回 共同住宅 790回	5,380 3,320
	小計	4,340回	8,700
	大型合併処理浄化槽	110回	1,790
	計	4,450回	10,490
	収 集 量 の 合 計		12,060

(2) 持込量（許可収集） 単位：キロリットル

区 分	持 込 量
し尿	850

(3) 処分量（下水道投入） 単位：キロリットル

区 分	下 水 道 投 入 量
し尿・浄化槽汚泥	12,910

5 その他
やむを得ない特別な理由があるときは、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画を変更することがある。

横須賀市告示第43号
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の規定に基づき、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定します。
なお、平成26年横須賀市告示第169号は廃止します。

その関係図書は、横須賀市都市部宅地審査防災課において一般の縦覧に供します。

令和7年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第44号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第4条第5項の規定により、長井海の手公園駐車場の利用料金について次のとおり承認しました。

令和7年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
- 都市公園条例別表第2に掲げる長井海の手公園駐車場
- 2 利用料金の額

駐車場の名称	使 用 料			
	種 類	区 分	平 日	土日、日曜日及び休日
長井海の手公園駐車場	下記以外のもの	1回30分まで	円0	円0
		1回30分を超えた場合	1,050	1,200
	大型及び自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2第2号に掲げる自動車（大型を除く。）	1回につき	2,500	2,500
	自動二輪車及び原動機付自転車	1回30分まで	0	0
		1回30分を超えた場合	400	500

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 大型とは車体の高さが27メートル以上の自動車をいう。
- 3 原動機付自転車とは、総排気量が0.050リットルを超えるものをいう。

横須賀市告示第45号

ボートパーク条例（平成18年横須賀市条例第69号）第4条第4項の規定により、ボートパークの利用料金について次のとおり承認しました。

令和7年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
- ボートパーク条例第2条に掲げる施設
- 2 利用料金の額
- (1) 係留施設及び駐車場

施 設 名		区 分		金 額
係留施設	浮棧橋	区画1（主に艇長が7.5メートル以下のもの用）	市内	円24,620
			市外	29,550
		区画2（主に艇長が7.5メートルを超え8メートル以下のもの用）	市内	26,190
			市外	31,430
		区画3（主に艇長が8メートルを超え10.5メートル以下のもの用）	市内	34,470
			市外	41,380

係船浮標	区画4（主に艇長が10.5メートルを超え12メートル以下のもの用）	市内	39,390
		市外	47,250
	一時係留	1回につき	2,100
	艇長が5メートル以下のもの	1月につき	11,520
	艇長が5メートルを超え6メートル以下のもの		13,720
	艇長が6メートルを7メートル以下のもの		16,030
	艇長が7メートルを超え8メートル以下のもの		18,330
	艇長が8メートルを超え9メートル以下のもの		20,640
	艇長が9メートルを超え10メートル以下のもの		22,950
	艇長が10メートルを超え11メートル以下のもの		25,250
駐 車 場	艇長が11メートルを超え12メートル以下のもの		27,550
	艇長が12メートルを超え13メートル以下のもの		29,850
	艇長が13メートルを超えるもの		32,160
	1日1回1時間まで	320	
		1日1回1時間を超えた場合は、320円に1時間を超えた時間30分までごとに160円を加算する。ただし、640円を超えるときは、640円を限度とする。	

備考

- 1 浮棧橋における艇長とは、実測による船舶の長さを用いる。
- 2 係船浮標における艇長とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に規定する船舶検査証書に記載されている船舶の長さを用いる。
- 3 市内とは申請者の住所が市内にある場合を、市外とは申請者の住所が市外にある場合をいう。
- 4 一時係留できる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 5 1日とは、午前零時から午後12時までをいう。
- (2) 行為に係る利用料金

行為の種類	単 位	金 額
業として行う写真撮影その他これに類するもの	1日につき	円20,950
業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの	1日につき	41,900

競技会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき	1	10
物品の販売その他これに類するもの	1平方メートルにつき	1	400

備考 利用料金の額を算定する基礎となる面積に1平方メートル未満の端数がある場合はこれを切り上げ、その面積が1平方メートルに満たないものは1平方メートルとして計算する。

公 告

横須賀市公告第72号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施します。

令和7年4月1日
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の種類及び対象者
- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症
- ア 第1期初回接種者
生後2月から生後90月に至るまでの間にある方
- イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
- ウ 第2期接種者（ジフテリア及び破傷風に限る。）
11歳以上13歳未満の方
- (2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風
- ア 第1期初回接種者
生後2月から生後90月に至るまでの間にある方
- イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
- ウ 第2期接種者（ジフテリア及び破傷風に限る。）
11歳以上13歳未満の方
- (3) 麻しん及び風しん
- ア 第1期接種者
令和5年4月2日から令和6年4月1日までの出生者
- イ 第2期接種者
平成31年4月2日から令和2年4月1日までの出生者
- ウ 特例対象者
(ア) 令和4年4月2日から令和5年4月1日までの出生者
(イ) 平成30年4月2日から平成31年4月1日までの出生者
- (4) 日本脳炎
- ア 第1期初回接種者
生後6月から生後90月に至るまでの間にある方
- イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
- ウ 第2期接種者
9歳以上13歳未満の方
- エ 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方であって、日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の方
- (5) 結核
1歳に至るまでの間にある方
- (6) Hib感染症
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
- (7) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
- (8) ヒトパピローマウイルス感染症

- ア 平成21年4月2日から平成26年4月1日までに出生した女子
- イ 特例対象者
平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた方であって、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間にヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を1回以上受けた方
- (9) 水痘
生後12月から生後36月に至るまでの間にある方
- (10) B型肝炎
1歳に至るまでの間にある方
- (11) ロタウイルス感染症
生後6週に至った日の翌日から、ワクチンの種類ごとに、次に掲げる日までの間にある方
- ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン 生後24週に至る日の翌日まで
- イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 生後32週に至る日の翌日まで
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。
- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 妊娠していることが明らかな方
- (5) ロタウイルス感染症に係る予防接種にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな方、先天性消化管障害を有する方（その治療が完了した方を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる方
- (6) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
原則として無料とする。

横須賀市公告第73号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、肺炎球菌感染症の予防接種を実施します。

令和7年4月1日
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する方。ただし、過去に当該予防接種を受けた方は除く。
- (1) 65歳の方
- (2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。
- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

5 料金
3,000 円（生活保護法（昭和25年法律第 144 号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は無料）

横須賀市公告第74号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定により、風しんの予防接種を次のとおり実施します。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
第 5 期接種者
昭和37年 4 月 2 日から昭和54年 4 月 1 日までの間に生まれた男性（令和 7 年 3 月31日までの間に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）
- 2 実施場所
横須賀市内の風しん第 5 期定期接種受託医療機関
- 3 実施期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4) 前 3 号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
無料

横須賀市公告第75号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定により、带状疱疹の予防接種を実施します。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する方
(1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は 100歳以上となる方
(2) 60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4) 前 3 号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
次のワクチンの種類に応じ、それぞれ次に掲げる額（生活保護法（昭和25年法律第 144 号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は無料）
(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 3,000 円
(2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 7,000 円

訓 令 甲

横須賀市訓令第 1 号

事務分掌規則施行上の留意事項について（平成10年横須賀市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

列記事項第 2 項第 5 号オ中「に關すること」を削り、同項第 12号イ中「選挙」を「DV等支援措置、選挙」に、「、その他」を「その他」に改め、同項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第20号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第 2 号

国勢調査実施本部設置規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

国勢調査実施本部設置規程

（設置）

第 1 条 令和 7 年国勢調査（以下「国勢調査」という。）における調査協力の確保及び実施体制の整備を図り、国勢調査を円滑かつ効率的に遂行するため、国勢調査実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 本部は、別表に掲げる職員を本部員として組織する。
（本部長）

第 3 条 本部に本部長を置き、経営企画部長をもって充てる。

2 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集する。

（支部）

第 5 条 本部における国勢調査の事務の一部を処理するため、次の各号に掲げる区域ごとに支部を置く。

(1) 横須賀市役所行政センター設置条例（昭和23年横須賀市条例第46号）第 1 条第 2 項に規定する所管区域

(2) 市の区域のうち前号に掲げる地区に該当しない区域

2 支部に支部長及び支部員を置く。
3 支部長は、第 1 項第 1 号に掲げる区域にあっては、各行政センターの館長をもって充て、同項第 2 号に掲げる区域にあっては、民生局地域支援部地域コミュニティ支援課の課長をもって充てる。

4 支部員は、第 1 項第 1 号に掲げる区域にあっては、各行政センターの職員のうちそれぞれ各支部長が指名する者をもって充て、同項第 2 号に掲げる区域にあっては、民生局地域支援部地域コミュニティ支援課の職員のうち支部長が指名する者をもって充てる。

（庶務）

第 6 条 本部の庶務は、経営企画部都市戦略課において行う。

（その他の事項）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令達の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、令和 7 年12月31日限り、その効力を失う。

別表（第 2 条関係）

行政組織条例（昭和44年横須賀市条例第24号）第 1 条各号に掲げる部の部長及び担当部長 上下水道局事務分掌規程（昭和42年横須賀市水道企業管理規程第 1 号）第 2 条各号に掲げる部の部長 消防局長 教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第 3 号）第 2 条各号に掲げる部の部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 市議会会議局長

横須賀市訓令第 3 号

公共施設マネジメント戦略会議設置規程等の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

(公共施設マネジメント戦略会議設置規程の一部改正)

第 1 条 公共施設マネジメント戦略会議設置規程(平成29年横須賀市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「及び民生局長」を「、民生局長及び副教育長」に改める。

別表中「民生局長」を「民生局長 副教育長」に改める。
(自殺対策推進本部設置規程の一部改正)

第 2 条 自殺対策推進本部設置規程(平成30年横須賀市訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表中「民生局長」を「民生局長 副教育長」に改める。
(危機事案対策本部等設置規程の一部改正)

第 3 条 危機事案対策本部等設置規程(平成17年横須賀市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「民生局長」を「民生局長 副教育長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第 4 号

横須賀市職員人事評価規程(平成18年横須賀市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

第 9 条第 3 項ただし書中「部長級職員」を「行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)第 1 条に掲げる部及び消防局組織規則(昭和40年横須賀市規則第65号)に定める消防局(以下「市長部局」という。)の部長級職員」に改める。

別表局長級職員の項中「副市長」の次に「又は教育長」を加え、同表部長級職員の項中「副市長」を「任命権者(市長部局の部長級職員の評価の場合は、副市長)」に改め、同表課長級職員の項中

所属する部等の部長等又は当該部長等が指名する担当部長	副市長
----------------------------	-----

を

所属する部等の部長等若しくは当該部長等が指名する担当部長又は副教育長	任命権者(市長部局の課長級職員の評価の場合は、副市長)
------------------------------------	-----------------------------

に

改め、同表係長級職員の項中「又は当該部長等が指名する担当部長」を「若しくは当該部長等が指名する担当部長又は副教育長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第 5 号

専決規程の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

専決規程(平成 8 年横須賀市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 注に関する部分第 3 項中「聴聞手続き及び弁明手続き」を「聴聞手続き及び弁明手続」に改める。

別表第 3 第 1 項の表中「場合に限る。）」の次に「(注 2 参照)」を加え、同表任免(総務部人事課に限る。)の項中「配置換」を「配置換え」に改め、「休職」の次に「・復職」を加え、同表服務(総務部人事課に限る。)の項を次のように改める。

		1 営利企業等従事許可(特		
--	--	---------------	--	--

服務(総務部人事課に限る。)	課長及び医長の配偶者同行休業承認	殊事項に限る。) 2 重要事項の職務専念義務免除承認 3 係長又は主査以下の配偶者同行休業承認 4 育児休業承認 5 部分休業承認	1 営利企業等従事許可(特殊事項を除く。) 2 一般事項の職務専念義務免除承認	
----------------	------------------	---	--	--

別表第 3 第 2 項の表中「場合に限る。）」の次に「(注 2 参照)」を加え、同表第 3 項の表中「場合に限る。）」の次に「(注 2 参照)」を加え、同表任免(消防局総務課に限る。)の項中「配置換」を「配置換え」に改め、「休職」の次に「・復職」を加え、同表第 4 項の表、第 5 項の表、第 6 項の表及び第 7 項の表中「場合に限る。）」の次に「(注 2 参照)」を加え、同表注に関する部分中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 規定の額によらない旅費を受ける場合の市内出張命令及び市外出張命令のうち、当該出張命令に係る出張が次の各号のいずれかに該当するものである市内出張命令及び市外出張命令にあっては、人事課長の合議を要しないものとする。

- (1) 宿泊料以外の旅費が規定の額の旅費であって、宿泊料に係る宿泊施設が次のいずれかに該当する出張であるとき。
ア 用務先からあらかじめ指定された宿泊施設
イ 公務の円滑な遂行に支障のない範囲及び条件において、最も安価な宿泊施設
- (2) 規定の額による上級の運賃に従い算出される鉄道賃その他の旅費を受ける者と同一の交通機関又は宿泊施設を利用しなければ公務の遂行に支障をきたす場合の出張であるとき。

別表第 4 第 1 項の表収入の項中「財務部財務管理課」を「経済部創業・新産業支援課」に改め、同表調達の項中

80万円を超えるもの	80万円	を	150万円を超えるもの	150万円	に、
------------	------	---	-------------	-------	----

役 務 費 (保険料を除く。) 使用料及び賃借料 (土地及び建物を除く。) 扶助費及び報償費 (物件を購入する場合に限る。)			50万円を超えるもの	50万円	を
---	--	--	------------	------	---

役 務 費 (保険料を除く。)			100万円を超えるもの	100万円	
使 用 料 扶助費及び報償費 (物件を購入する場合に限る。)			150万円を超えるもの	150万円	に、
賃 借 料 (土地及び建物を除く。)			80万円を超えるもの	80万円	

印刷製本費 原 材 料 費	2,000万円		1,000万円	130万円
------------------	---------	--	---------	-------

を

印刷製本費	2,000万円		1,000万円	200万円
原 材 料 費	2,000万円		1,000万円	150万円

に、

500万円
80万円

を

500万円
150万円

に改め、同表第 2 項の表管理の項中

国有財産の借 受け			契約	利用計画変 更申請
--------------	--	--	----	--------------

を

国有財産の借 受け (土木事業用 地(公有財産 規則(昭和46 年横須賀市規 則第26号)第 2条第4号に 規定する土木 事業用地をい う。以下同 じ。)とする 場合を除く。) (財務部財務 管理課に限る。)			契約	利用計画変 更申請
国有財産の借 受け (土木事業用 地とする場合 に限る。)			契約	利用計画変 更申請

に、

「用途変更」を「用途決定・用途変更」に、「所管換え・所属換え」を「所管換え・所属換え」に改め、同表第 3 項の表流用等の項中「予備費充当」を「予備費充用」に改め、同表注に関する部分第 1 項ただし書及び第 3 項ただし書中「予算流用決裁」の次に「又は予備費充用決裁」を加え、同部分第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、財務部長までの合議は不要とする。

別表第 4 注に関する部分第 10 項中「手続き」を「手続」に改め、「(昭和 46 年横須賀市規則第 26 号)」を削り、同部分第 11 項にただし書として次のように加える。

ただし、土木事業用地から土木事業用地への用途変更及び所管換え、企業会計以外の会計と企業会計との間における土木事業用地の所管換え並びに企業会計内での用途決定、用途変更、用途廃止、所管換え及び所属換えは、(管)から除く。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第 6 号

福祉事務所専決規程の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

福祉事務所専決規程(平成 17 年横須賀市訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「課長」の次に「及び担当課長」を加える。

第 4 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「生活福祉課長」を「保護担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第 7 号

公文書管理規程(平成 21 年横須賀市訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

第 2 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 情報システム 横須賀市情報セキュリティ規則(平成 29 年横須賀市規則第 11 号)第 2 条第 3 号に規定する情報システムであって、文書管理システム以外のものをいう。

第 10 条第 1 項中「横須賀市情報セキュリティ規則(平成 29 年横須賀市規則第 11 号)第 2 条第 3 号に規定する情報システム(以下単に「情報システム」という。)」を「情報システム」に改める。

第 11 条中「到達した文書」の次に「又は作成した文書」を加える。

第 12 条第 1 項中「を処理」を「の処理について意思決定」に改める。

第 22 条第 1 項中「行い、紙決裁の文書」の次に「及び情報システムにより起案した決裁文書」を加える。

第 28 条第 1 項中「(暦年のものは、翌々年)の 8 月末日」を「の末日」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第 8 号

職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

職員服務規程(昭和 36 年横須賀市訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 号様式中 1 を削り、2 を 1 とし、1 の次に次のように加える。

2 色彩
地色 銀色
中心 金色

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第 9 号

契約事務取扱規程の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

契約事務取扱規程(平成 19 年横須賀市訓令第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「建設部土木計画課長」を「建設部技術・検査担当課長」に、「土木計画課長」を「技術・検査担当課長」に改める。

第 11 条各号列記以外の部分中「建設部土木計画課」を「建設部建設総務課」に、「土木計画課」を「建設総務課」に改め、同条第 3 号中「土木計画課長」を「技術・検査担当課長」に改める。

第 12 条ただし書中「土木計画課が」を「建設総務課が」に、「土木計画課長」を「技術・検査担当課長」に改める。

第 13 条第 1 号、第 14 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 16 条中「土木計画課長」を「技術・検査担当課長」に改める。

「需用費(食糧
費、印刷製本
費、修繕料及
び賄材料費を
除く。)

「需用費(食糧
費、印刷製本
費、修繕料及
び賄材料費を
除く。)

使用料(土地
及び建物を除
く。)
報償費
扶助費
原材料費

別表の 1 の項中 を

「80 万円」を「150 万円」に改め、同表の 2 の項中

「役務費（保険料を除く。）
使用料（土地及び建物を除く。）を「役務費（保険料を除く。）」に、「50万円」を「100万円」に改め、同表の 3 の項中「40万円」を「80万円」に、「80万円」を「160万円」に改め、同表の 4 の項中「50万円」を「100万円」に、「130万円」を「200万円」に改め、同表の 5 の項を次のように改める。

5	印刷製本費	業務委託契約		100万円
		印刷製本請負契約		200万円
		物件供給契約		150万円

別表中10の項を11の項とし、7の項から9の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の6の項中「80万円」を「150万円」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の5の項の次に次のように加える。

6	修繕料	物件修繕請負契約 工事請負契約 （小破修繕工事に限る。）		200万円（令第167条の2第1項第2号から第5号までの規定に該当する契約にあっては、500万円）

別表備考に関する部分第2項本文中「9の項」を「10の項」に改める。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第10号

自動車管理規程（昭和36年横須賀市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日
横須賀市長 上 地 克 明

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 公用車管理システム インターネットを利用する方法により、貸出自動車の予約及び管理を行うためのシステムをいう。

第 8 条の見出し中「使用手続き等」を「使用手続等」に改める。

第 9 条の見出し中「使用手続き」を「使用手続」に改め、同条中「手続き」を「手続」に、「行い、当該自動車の配車をもって、その使用について総務課長の承認を受けたものとみなす」を「行う」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「総務課長」を「総務部総務事務担当課長（以下「総務事務担当課長」という。）」に、「次に掲げる場合」を「別に定める基準に該当する場合」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「総務課長」を「総務事務担当課長」に改める。

第11条の見出し中「使用手続き」を「使用手続」に改め、同条第1項中「使用手続き」を「使用手続」に、「の手続き」を「の手続」に改め、同条第2項中「使用手続き」を「使用手続」に、「総務課長」を「総務事務担当課長」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「文書」の次に「又は当該事項を記録した電磁的記録」を加える。

第14条第1項を次のように改める。

運転者は、運行前に必ず車両の点検を実施し、次の各号に掲げる自動車の区分に応じて、当該各号に掲げる方法により、点検の結果を記録しなければならない。

(1) 共用自動車及び貸出自動車 公用車管理システムへの入

力

(2) 専用自動車 運転日誌（第3号様式）への記載
第15条を次のように改める。

（使用状況報告）

第15条 運転者は、前条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じて、当該各号に掲げる方法により、使用後速やかに自動車の使用状況を共用自動車及び貸出自動車にあっては各課長等に、専用自動車にあっては自動車管理課長等にそれぞれ報告しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により運転者が行った貸出自動車の使用状況の報告を適宜確認し、必要があると認める場合は、各課長等に対し、貸出自動車の使用状況について報告を求めることができる。

3 総務課長は、必要があると認める場合は、自動車管理課長等に対し、専用自動車の状況について公用自動車使用状況報告書（第4号様式）により報告を求めることができる。

第15条の次に次の1条を加える。

（記録の保管）

第15条の2 第14条第1項及び前条第1項の規定による運行前点検の実施及び使用状況の報告に係る公文書は、共用自動車及び貸出自動車に関するものにおいては総務課長が、専用自動車に関するものにおいては自動車管理課長等がそれぞれ保管するものとする。

第2号様式（第1面）中「総務部総務課長」を「総務部総務事務担当課長」に改める。

第2号様式（第2面）中「横須賀市総務部総務課長」を「横須賀市総務部総務事務担当課長」に改める。

第3号様式中「（第14条第1項、第15条第1項関係）」を「（第14条第1項関係）」に改める。

第4号様式中「（第15条第2項関係）」を「（第15条第3項関係）」に改める。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

訓 令 乙

横須賀市訓令乙第1号

平成23年横須賀市訓令乙第2号（民生局福祉こども部福祉総務課ほか8課に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日
横須賀市長 上 地 克 明

本則中「、生活福祉課」を削る。